

平成27年度 和水町社会福祉協議会事業計画

基本方針

社会福祉協議会は、社会福祉法において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と明記されています。地域住民を会員とする社会福祉法人として、地域住民が直面している地域福祉の課題や問題の解決に取り組み、“だれもが安心して和水町に暮らすことが出来る地域福祉の実現”を目指します。

近年、認知症をお持ちの方への対応、孤独・孤立死、8050問題など社会を取り巻く問題が全国的に多く発生しています。これらの問題・課題は本町においても起こりうる事態であり、早急な対応が求められています。これらの問題解決の糸口となる地域福祉活動計画は、27年度3年目を迎えます。多くの課題、問題解決に向けての取り組みが実施できていない反省を踏まえ、地域福祉の充実を推進していくためにも、職員自ら地域に出向いて(アウトリーチ)地域住民の意見・要望等を取り入れ、その中で地域または個人が抱える課題や問題を発見し、その解決に向けて地域住民、ボランティア、民生委員・児童委員、行政、関係団体等の多業種協働による支援を推進します。

また、25年度途中から、国のモデル事業として受託しています、「生活困窮者総合相談支援モデル事業」においては、27年度より全国で施行されることが閣議決定されており、一部形態を変更し、引き続き1人でも多くの方が、自立した生活を送ることが出来るように寄り添い・伴走型の支援が展開できるように関係機関と共に事業を推進します。

さらに、平成12年から施行されています介護保険事業につきましても、今回の改正により、今まで以上に在宅で生活を送られる方が増えると予想され、在宅での支援の方法も関係機関との調整または、新たなサービスの開発が求められます。社協としても、在宅で元気に過ごしていただけるようにアクティビティ事業の回数を増やすなどの対応を予定しています。

今後は、今まで以上に、社会福祉協議会の意義・役割について十分に検討し、新たな事業創出も視野にふまえて、既存事業の見直しや課題の整理を行い、地域福祉の更なる充実と向上に向けて、社協職員としての資質向上に努めると共に、職務への自覚と責任を持って取り組んでいきます。

重点目標

1)ご近所支え合いの活動の充実

福祉座談会の取り組みをもとに、今後、各行政区等での座談会を開催し、自主的な活動につなげていきます。活動を通して、平常時の見守り活動をはじめ、一人ひとりが生きがいをもって、自立した生活ができるまちづくりを目指していきます。

2)福祉人材・福祉文化の充実

基本となる「地域支え合いへの気付き」を引き出していく人材育成、福祉文化の充実を進めていきます。家庭・学校・地域が一体となって福祉教育の輪に参画できるような機会を作ると共に、福祉への理解と関心を高めることができる事業を推進します。

3)関連機関・団体との連携

社協・行政、福祉関連事業所・店舗・一般事業所等との連携を進め、専門機関としての役割を果たしていきます。地域での重層的な支え合いのネットワークを形成していくことで、サービスを必要とする一人ひとりのニーズに応えることが出来るような体制の充実を図ります。

4)地域に顔の見える社協をめざして

住民に身近で頼りになる役割を果たせるよう、社協運営体制の充実を進めます。事業を推進して行くために自主財源の確保に努めるとともに、各種の社協事業を効果的に実施し、様々な方法で情報の提供を行います。

1)ご近所支え合いの活動の充実

1-1 小地域活動の推進

①地域支え合い活動の充実

○新規事業

●福祉座談会の実施	通年	年間10地区程度の開催を目標とし、住民の支え合い意識を引き出し、地域での取り組みにつなげる。
○座談会実施地区の継続支援	通年	座談会実施地区を対象に、継続定期的な関わりを持ち、住民主体の地域支え合い活動を支援していく。
●ふれあいサロン事業の支援	通年	福祉座談会等で事例を紹介・助成金の交付をするなどサロンの効果を広報し、各地区での実施を促していく。サロンボランティア養成講座の実施。
●出前講座の開催	通年	地域や団体等を対象に、福祉に関する勉強会や講習会を開催し、認知症や介護等に理解が深まるよう努める。

●物品貸出事業	通年	物品の貸出を行い、地域住民の交流、学習活動等の円滑な運営を図る。
---------	----	----------------------------------

②見守り体制の構築

○福祉協力員(仮)の設置検討	通年	地域での新たな福祉の仕組みづくりが課題となっている中、よりきめ細やかな支え合い活動を推進するために、福祉協力員の設置に向けての協議を行う。
●見守りマップの作成	通年	地域において見守りが必要な方を把握し、普段から挨拶や声かけなどを行い、緊急時に備え、マップを作成し情報の共有化を図る。
●要援護者台帳の活用	通年	行政が実施する、要援護者台帳登録者の情報を共有化し、普段の見守りと非常時に備える。
●地域の実態把握事業	通年	社協から民生児童委員に調査依頼を行い、実情に応じたひとり暮らし高齢者・高齢者世帯等の名簿を作成。
●友愛訪問事業 (町受託事業)	通年	職員が週1回定期的に訪問を行う。

1-2 地域との交流活動

①対象分野ごとへの支援

●児童デイサービス事業	年2回	夏休み・春休みの期間中、小学生を対象に交流・親睦を深め様々な体験の場を提供する。中学生によるボランティアの協力もある。
●虚弱高齢者アクティビティ事業 (町受託事業)	通年	なかよし会・ふれあい会と呼ばれ、介護保険認定外の方を対象に手芸やレクリエーション等を行い、健康維持・生きがい作りの場を提供する。
●ひとり暮らしふれあい招待会	年2回	年2回各地区で実施し、講演会・食事会を通して、生活に楽しみが持てるような内容を企画・実施する。
●ひとり家庭支援事業	年1回	ひとり親家庭同士の親睦や交流を深めるために日帰り旅行を開催する。
●世代間交流事業	年2回	小・中学生に暑中見舞いと年賀状を、ひとり暮らし高齢者宛に作成を依頼。
●男性料理教室事業 (町受託事業)	通年	月2回なごみ食の会会員の指導のもと、基本的技術の修得や交流の場を提供する。
●介護予防教室事業 (町受託事業)	通年	45地区の内、34地区を社協で委託。体操を通して、健康維持だけでなく、交流の場としても機能出来るよう努める。

2) 福祉人材・福祉文化の充実

2-1 福祉教育の充実

①福祉の担い手づくり

●健康生活支援講習会	年1回	今後需要が増えると予想される介護技術と知識の修得を向上させることをねらいに、日本赤十字社熊本県支部より講師を招いて講習会を開催する。
○サロンボランティア情報交換会	年1回	サロン活動におけるボランティアが必要なため養成を行う。また、ボランティア同士の定期的な情報交換等を行う。
●総合的な学習の時間の支援	通年	小・中学校での総合的な学習の時間の中で、福祉について考えるきっかけ作りの場を提供する。
●中学生ワークキャンプ事業	年1回	中学生を対象に、各施設の協力のもと、一日・宿泊体験を通して、福祉の担い手、福祉について考えるきっかけ作りの場を提供する。
●福祉協力校への助成	年1回	学校での福祉活動推進のために申請に応じて活動費を助成する。

②人材育成のための環境整備

●実習生受入体制の整備	通年	大学等からの社会福祉士現場実習やヘルパー養成事業所からの実習の受け入れに協力する。
-------------	----	---

2-2 ボランティア活動の推進

①ボランティアセンター機能の強化・充実

●ボランティア連絡協議会・団体への支援	通年	町ボランティア連絡協議会と加盟団体に対して、活動費の補助を実施。必要に応じて協力を行う。
●ボランティア相談の受付・紹介	通年	町民にとって身近な相談窓口となるような、ボランティアセンターの円滑な運営を図り、ニーズに応えることが出来るような仕組みづくりを行う。
○ボランティアに関する各種講座	年2回	団塊の世代や若い世代を中心に、ボランティアの啓発活動やニーズ調査を行う。講習会を年2回程度開催予定。

②災害時におけるボランティア体制の整備

●災害ボランティアセンター設置運営訓練等の実施	年1回	災害時に迅速に対応できるよう職員や関係機関と設置訓練を通して確認を行う。また、運営手順を具体的に示した災害ボランティアセンターマニュアルを作成する。荒尾・玉名地域において協定を結び、近隣社協との協定も視野に入れる。
●災害ボランティア講習会の実施	年1回	防災・減災・事故等について考える機会を設け、事故に遭遇した際、迅速に対応できる人材を育成する。

3) 関連機関・団体との連携

3-1 関係機関・団体との連携

①地域包括ケアへの貢献

●各種団体・関係機関等の連携・協働	通年	各種団体・関係機関等のそれぞれの機能を活かしながら役割分担を明確にし、福祉課題を共有し、課題解決に向けた取り組みを行っていく。地域包括ケアシステムの検討。
●福祉施設連絡協議会	通年	町内の関係機関・福祉施設で構成し、定期的な会議を開催し、町内の福祉力向上に役立てる。

②生活安定のための支援

●生活福祉資金の受付・相談 (県社協受託)	通年	低所得・高齢者・障がい者世帯等を対象とし、社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにする。
●福祉金庫の受付・相談	通年	社協独自の貸付事業で、町民の方を対象に5万円を上限に貸付けを行う。
●高額療養費の受付・相談	通年	国民健康保険被保険者を対象に、高額な医療費の支払いが一時的に困難な世帯に対して貸付けを行う。

③相談支援体制の強化・充実

●心配ごと相談事業 (町受託事業)	通年	毎月第2金曜日に、相談員3名が各地区の公民館や集会場にて地域住民の不安や悩みについて相談を受け付ける。
●無料法律相談事業 (町受託事業)	通年	毎月第4金曜日に、司法書士による専門相談を実施。事前予約が必要。

●生活困窮者等自立相談支援事業 (県委託事業)	通年	「総合相談窓口」を設置し相談支援員が、生活困窮者からの相談に応じ、①生活困窮者が抱える課題の評価・分析、②自立に向けたプラン作成、③生活全般にわたる包括的な支援を行うための関係機関との連絡調整等の支援を行う。
●補聴器無料相談事業	年6回	専門業者により、補聴器や聴力に関する不安や悩みについて相談を受け付ける。会場の提供のみ。
●苦情体制の受け入れ体制	通年	社協が提供する福祉サービス等を利用された方の、社協に対する苦情・ご意見等に対応する。そのための、苦情相談窓口・第三者委員等を設置する。

④在宅福祉サービスの支援・充実

●地域福祉権利擁護事業 (県社協受託)	通年	判断能力が不十分な方の福祉サービス・預金・日常の金銭管理を専門の支援員が行う。
●まごころ安心預かりサービス事業	通年	地域福祉権利擁護事業の対象者には該当しない方を対象に、日常の金銭管理を行い、自立に向けて助言・指導等を行う。
●居宅介護支援事業	通年	居宅介護支援専門員(ケアマネジャー)による、ケアプランを作成し在宅支援等のサービスを提供する。
●訪問介護事業	通年	介護保険の認定を受けた方に対し、訪問を行い必要なサービスを提供する。
●障がい福祉サービス事業	通年	障害者自立支援法のもと、身体・知的・精神障がい者の方へ訪問介護員を派遣し在宅生活の維持を図る。
●在宅介護者のつどい	年3回	介護に役立つ情報提供や技術の向上を目指して、当事者同士が集う事により意見交換や技術の向上を目指す機会を設けるとともに、家族会の設立も視野に入れ年1回以上の開催を実施する。
●食の自立支援事業 (町受託事業)	通年	毎週1～2回、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯を対象に実施。 調理;きくすい荘、和楽荘、清風苑
●福祉機器貸出事業	通年	原則、要介護1までの方を対象に貸出を行っている。社協会員・非会員で料金が異なる。
●ホームヘルパー派遣事業 (町受託事業)	通年	介護保険対象外の方を対象に、訪問介護員が週1回程度の生活支援を行う。

⑤各種団体等の事務受託と活動への協力・支援

●共同募金運動	通年	熊本県共同募金会和水町支会の事務局として、運動月間(10月～12月)に地域福祉の活動費を確保するために募金活動を展開する。 また、共同募金配分委員会の設置が義務化されており、設置に向けて準備を進めていく。
●日本赤十字社事業	通年	日本赤十字社和水町分区の事務局として、運動月間(5月)に赤十字活動の社員増強や社資募集を展開する。

4)地域に顔の見える社協をめざして

4-1 体制と財政基盤の強化・充実

①自主財源の確保

●社協会費の拡大	年1回	社協が住民の組織であることの周知と併せて会員募集による自主財源の確保を図る。(普通会員 500 円・賛助会員 1,000 円・特別会員 5,000 円)
●寄付金(一般・香典返し)の受付	通年	社協への寄付として、香典返しやその他の寄付金を受付、事業等の財源とする。

②組織体制の強化・充実

●役職員等の資質向上	通年	理事・評議員をはじめ、限られた人員の中で円滑な業務を遂行していくために、職員としての資質向上に努める。
○指定管理施設運営事業	3年間	和水町より指定管理者の指定を受けて、平成 27 年度から平成 30 年度の3年間、和水町福祉センターの施設を適正に管理運営を行っています。

4-2 広報活動の充実

①社協の情報発信

●社協だよりの発行	年4回	社協の実施事業や関連事業の周知等を目的に年4回発行する。
○ホームページ等の開設・運用	通年	情報化社会に対応し、ホームページやフェイスブック等を開設し多くの方に配信する。
●各種PR活動	通年	地域に出向いていくこと、また場所を提供することで社協を身近に感じていただける機会を設ける。

○福祉まつり(仮)	年1回	地域福祉活動の理解を広めていくためにも、活発な活動を展開されている団体や事例を紹介するなど、住民の意識の向上に努める。
-----------	-----	---

②社協の情報収集

○メールやアンケートによる意見収集	通年	住民からの意見や感想を把握し、更なる住民サービスの提供や新規事業の検討につなげるため、ホームページや社協だより等において募集する。
○関係機関との意見交換会	通年	きめ細やかに地域情報の把握を行うために、地域に出向いて聞き取り調査等の実施や各団体同士の協議の場を提供する。